

新日本空調株式会社定款

第1章 総 則

- | | | |
|--------|-------|---|
| 商
号 | 第 1 条 | 当社は新日本空調株式会社と称し、英文では Shin Nippon Air Technologies Co., Ltd. とする。 |
| 目
的 | 第 2 条 | 当社は次の業務を営むことを目的とする。 <ol style="list-style-type: none">1. 空気調和、冷暖房、換気、温湿度調整、除塵、除菌に関する設備の設計、監理ならびに工事請負2. 冷熱プラント、冷凍、冷蔵、空気処理などに関する設備の設計、監理ならびに工事請負3. 給排水、衛生および防災に関する設備の設計、監理ならびに工事請負4. 電気および電気通信に関する設備の設計、監理ならびに工事請負5. 公害防止および廃棄物処理など環境保全設備の設計、監理ならびに工事請負6. 建築および土木工事の設計、監理ならびに工事請負7. 温室効果ガスの排出削減、吸収、活用等に関する設備の開発、設計ならびに工事請負8. 第1号乃至第7号に関連する装置および機器の製作、売買ならびに設置工事9. 空調設備、給排水設備、電気設備等のエネルギー消費の効率向上、環境負荷低減等に関する制御機器・装置およびシステムの開発、設計、製造、施工、運転、監視10. 情報通信および建物セキュリティ等に関するシステムの開発、設計、施工、監理、販売、監視11. 電気、熱等のエネルギー供給事業、発電事業12. 水処理および産業廃棄物等の処理、収集運搬に関する事業13. 建物および設備等の保守管理、警備、清掃等に関する事業14. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理ならびに鑑定および駐車場の運営に関する事業15. 労働者の派遣等に関する事業16. 建設資材、産業資材、化学工業薬品等の製造、加工、販売、リース、レンタルならびに輸出入 |

		17. 農林水産物および農林水産業資材等の生産、加工、販売、輸出入および関連商品・サービスの企画、開発、提供
		18. 旅客、貨物の運輸および運輸機器・装置等の開発、設計、製造、販売、リース、レンタル、輸出入ならびに修理等に関する事業
		19. 寒冷地、高山、宇宙空間などにおける生活環境の維持、向上に関する研究、技術開発、設備設計等に関する事業
		20. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する事業
		21. 温室効果ガス排出権およびカーボンクレジット等の取引に関する事業
		22. 第 10 号乃至第 21 号に関連する事業を行う企業、機関、プロジェクト等および投資主体への投資に関する業務
		23. 前各号に関連する設備、装置および機器の保守管理ならびにコンサルティング業務
		24. その他前各号に付帯する一切の業務
本店の所在地	第 3 条	当社は本店を東京都中央区に置く。
機 関	第 4 条	当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
公 告 方 法	第 5 条	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第 2 章 株 式

発行可能株式総数	第 6 条	当社の発行可能株式総数は、84,252,100 株とする。
自己の株式の取得	第 7 条	当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
単元株式数	第 8 条	当社の単元株式数は、100 株とする。
単元未満株式についての権利	第 9 条	当社の単元未満株式を有する株主の権利は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

株式取扱規程 第 10 条 当社の株式に関する手続および手数料は、法令または本定款のほか取締役会の定める株式取扱規程による。

株主名簿管理人 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

招 集 時 期 第 12 条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にそのつど招集する。

定 時 株 主 総 会 第 13 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

の 基 準 日

招 集 者 お よ び 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

議 長

電 子 提 供 措 置 等 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

決 議 の 方 法 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

議 決 権 の 第 17 条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、総会毎に、代理権を証明する書面を提出するものとする。

代 理 行 使

議 事 録 第 18 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならび

にその他法令に定める事項を記載または記録し、10年間本店に、その謄本を5年間支店に備置く。

第4章 取締役および取締役会

員	数	第19条	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
選	任	第20条	取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
任	期	第21条	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
代表取締役および 役付取締役		第22条	取締役会の決議によって代表取締役3名以内を選定し、その内1名を社長とする。 取締役会の決議によって取締役の中から会長1名を選定することができる。
招 集 者 お よ び 議 長		第23条	取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
招 集 通 知		第24条	取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締

決議の省略	第 25 条	<p>役会を開催することができる。</p> <p>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
議事録	第 26 条	<p>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して、10 年間本店に備置く。</p>
取締役会規程	第 27 条	<p>取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p>
重要な業務執行の決定の委任	第 28 条	<p>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
報酬等	第 29 条	<p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。</p>
取締役の責任免除	第 30 条	<p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役または使用人である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
執行役員	第 31 条	<p>取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</p> <p>取締役会の決議によって、執行役員の中から役付執行役員を定めることができる。</p>

第 5 章 監査等委員会

常勤監査等委員	第 32 条	<p>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
招集通知	第 33 条	<p>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前</p>

議 事 録	第 34 条	<p>までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</p> <p>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。</p>
監査等委員会規程	第 35 条	<p>監査等委員会に関する事項については、法令および本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>

第6章 会計監査人

選 任	第 36 条	<p>会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
任 期	第 37 条	<p>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>

第7章 計 算

事 業 年 度	第 38 条	<p>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日	第 39 条	<p>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
中 間 配 当 の 基 準 日	第 40 条	<p>当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をおこなうことができる。</p>
配 当 の 除 斥 期 間	第 41 条	<p>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>なお、未払の配当には利息をつけない。</p>

附 則

監査役の責任免除	第 1 条	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議</p>
----------	-------	--------------------------------------

をもって、第 51 回定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

沿 革

1969 年 10 月 1 日	制 定
1973 年 5 月 30 日	改 訂
1974 年 5 月 29 日	改 訂
1975 年 5 月 29 日	改 訂
1980 年 6 月 27 日	改 訂
1982 年 6 月 29 日	改 訂
1983 年 6 月 29 日	改 訂
1985 年 6 月 28 日	改 訂
1988 年 6 月 29 日	改 訂
1989 年 6 月 29 日	改 訂
1991 年 6 月 27 日	改 訂
1992 年 6 月 26 日	改 訂
1993 年 6 月 29 日	改 訂
1994 年 6 月 29 日	改 訂
1996 年 6 月 27 日	改 訂
1998 年 6 月 26 日	改 訂
1999 年 6 月 29 日	改 訂
2002 年 6 月 27 日	改 訂
2003 年 6 月 24 日	改 訂
2004 年 6 月 24 日	改 訂
2005 年 6 月 23 日	改 訂
2006 年 6 月 23 日	改 訂
2009 年 6 月 24 日	改 訂
2014 年 6 月 20 日	改 訂
2015 年 6 月 19 日	改 訂
2019 年 6 月 21 日	改 訂
2020 年 6 月 26 日	改 訂
2022 年 6 月 24 日	改 訂
2023 年 6 月 23 日	改 訂

